

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](#)

E-mail✉ [Jeanne Elisabeth Donauw<sup>1</sup>](#)

E-mail✉ [Rainer Faustine Jonathan<sup>1</sup>](#)

E-mail✉ [Rendi Prahara Septiawedi<sup>1</sup>](#)

本ニューズレターでは、いわゆる「雇用創出に関するオムニバス法」(Undang-Undang Cipta Kerja) (以下「オムニバス法」といいます。)に代わる、2022年政令第2号(以下「本政令」といいます。)について、インドネシアにおける既存業務に関連する可能性のある主な改正点について説明します。

以下では、(a)労務、(b)独占禁止法、(c)電力、(d)環境、及び(e)鉱物と石炭に関して主に説明します。

## 本政令の背景

2020年10月、現行法における規制が重複、矛盾しているという問題を解決するため、オムニバス法が制定されました。その後、憲法裁判所はオムニバス法の司法審査を行い、2021年11月25日に判決を下しました。判決で憲法裁判所は国会に対して、2年以内(2023年11月25日まで)にオムニバス法を「改訂」するよう命じました。これに対応するため本政令が制定され、オムニバス法の規定の大部分を実質的に維持しながら、一部の改正が行われました。本政令は2022年12月30日に発効しておりますが、今後大統領から国会に提出され、国会の承認を得た上で、この法律に代わる政令はオムニバス法に代わる正式な法律となります。

## 概要

- 従来のオムニバス法と比較して実質的に大きな変化はありません。
- オムニバス法のもとで制定された施行規則を含め、現行の規則は、本政令と矛盾しない限り、すべて引き続き有効とされています。
- オムニバス法に基づき発行されたすべての既存の事業認可(ライセンス、許可及び証明)は有効であり、その満了まで有効に存続します。
- 申請中の事業許可は、本政令に基づいて処理されます。

## 労務

労務分野における主な改正は、外部委託活動に関連しています。

オムニバス法では、2003年法律第13号が規定していた、外部委託が可能な業務を非中核的業務に限定するという制約が排除されていたことから、インドネシア政府が、中核的業務を外部委託することを認めたものと解されていました。本政令は、外務委託について明確にするため、インドネシア政府に、外部委託の問題を規制するための施行規則を制定することを義務付けています。これにより労働大臣は、外部委託活動の範囲にある程度の制限を設けることが想定されます。

<sup>1</sup> 提携事務所所属

## 独占禁止法

オムニバス法による重要な改正として、インドネシア事業競争監督委員会(以下「KPPU」といいます。)の決定に対する異議申立の管轄が、地方裁判所から商事裁判所へ移管されたことがあります。

KPPU の決定の執行にも管轄権の変更が適用されているため、KPPU の決定に異議が申し立てられない場合は、KPPU は、決定の執行を商事裁判所に依頼することになります。

## 環境

オムニバス法によれば、事業者がその活動から発生する有害・有毒廃棄物(B3 廃棄物)の管理を怠った場合、刑事上の制裁に加えて、行政上の制裁の対象となる可能性があります。本政令は行政上の制裁を撤廃しました。したがって、このような違反は、理論的には、環境に関する 2009 年法律第 32 号第 103 条に規定された刑事制裁のみが科されます。

## 電力

オムニバス法では、電気事業者が違法に(すなわち、適正な事業免許を取得せずに)事業活動を行った場合、禁固又は罰金の刑事罰が科せられます。本政令では、事業活動によって健康、安全又は環境に損害を与えた者は刑事制裁を受ける可能性があることと規定することにより、刑事罰が科される対象を限定しています。

## 鉱物・石炭

本政令によって導入された主要な変更として、ロイヤルティ 0%を享受する権利を有する当事者の要件に関するものがあります。

オムニバス法第 128 A 条は、石炭付加価値事業を行う者は、ロイヤルティ 0%という特例的取扱いを受けることができると規定しています。エネルギー・鉱物資源部門の管理に関する 2021 年政令第 25 号(「政令 25/2021」)は、さらに、(i)生産事業のための鉱業ライセンス(「IUP-OP」)、(ii)生産事業のための特殊鉱業ライセンス(「IUPK-OP」)、及び(iii)石炭付加価値活動に従事する作業契約の継続としての特殊鉱業ライセンス(「石炭」)、又は石炭契約(「CCoW」)の所有者に対して、0%のロイヤルティが支払われる可能性があることを明らかにしました。

本政令は、最初の 2 つのグループ(すなわち、IUP-OP 及び IUPK-OP 保有者)は、0%のロイヤルティ処理を受ける権利を有することを明示的に述べていますが、本政令は 3 番目のグループには何も言及しておらず、したがって、報奨金は 3 番目のグループに属するグループには適用されないという解釈を導く可能性があります。

## 水資源

本政令制定以前は、河道の利用は特定の省庁規制によってのみ規制されていました。

本政令は現在、(i)中央政府及び/又は地方政府、(ii)政府機関、(iii)国有企業、(iv)地域所有企業、(v)協同組合、(vi)民間企業などが実施できる河道の利用を含む水源の工事に関する問題を規制しています。

## 食品

本政令は、食品に関する 2012 年法律第 18 号に規定されている刑事制裁に加え、小売用の加工食品の流通に関する適切な許可を取得していない場合の行政制裁を導入しています。行政上の制裁は、罰金から事業免許の取消まで多岐にわたります。今後当局が、刑事制裁が科される前の、最初の制裁として行政制裁を科そうとするかどうかについては明らかではありません。今後規則の実施にあたっては、この点がより明確になるものと期待しています。

本ニュースレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話又は電子メールでお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 